

## 条件明示

- (1) 本業務の積算の考え方について、特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務積算基準（令和5年版）（以下「積算基準」という。）」及び「建築保全業務積算要領（令和5年版）（以下「積算要領」という。）」による。
- (2) 本業務の積算に当たり、清掃員の単価はすべて、令和5年度建築保全業務労務単価（令和5年2月14日版）における広島地区の日割基礎単価（清掃員A・清掃員B・清掃員C）を見込んでいる。
- (3) 清掃面積が10,000㎡を超えるものの歩掛りについては、「積算要領」第4章清掃で設定されている「清掃面積 5,000㎡超 10,000㎡以下」を採用している。
- (4) 「積算要領」第4章清掃で「見積りによる」箇所については、市の設定による歩掛りを採用している。
- (5) 「積算要領」第4章清掃に該当のない箇所の積算については、見積り等により決定している。
- (6) 直接物品費率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。
- (7) 業務管理費率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。
- (8) 一般管理費等率については、「積算要領」で定められた範囲の最小値を見込んでいる。